

信用情報照会の料金制度について

CIC

CREDIT INFORMATION CENTER

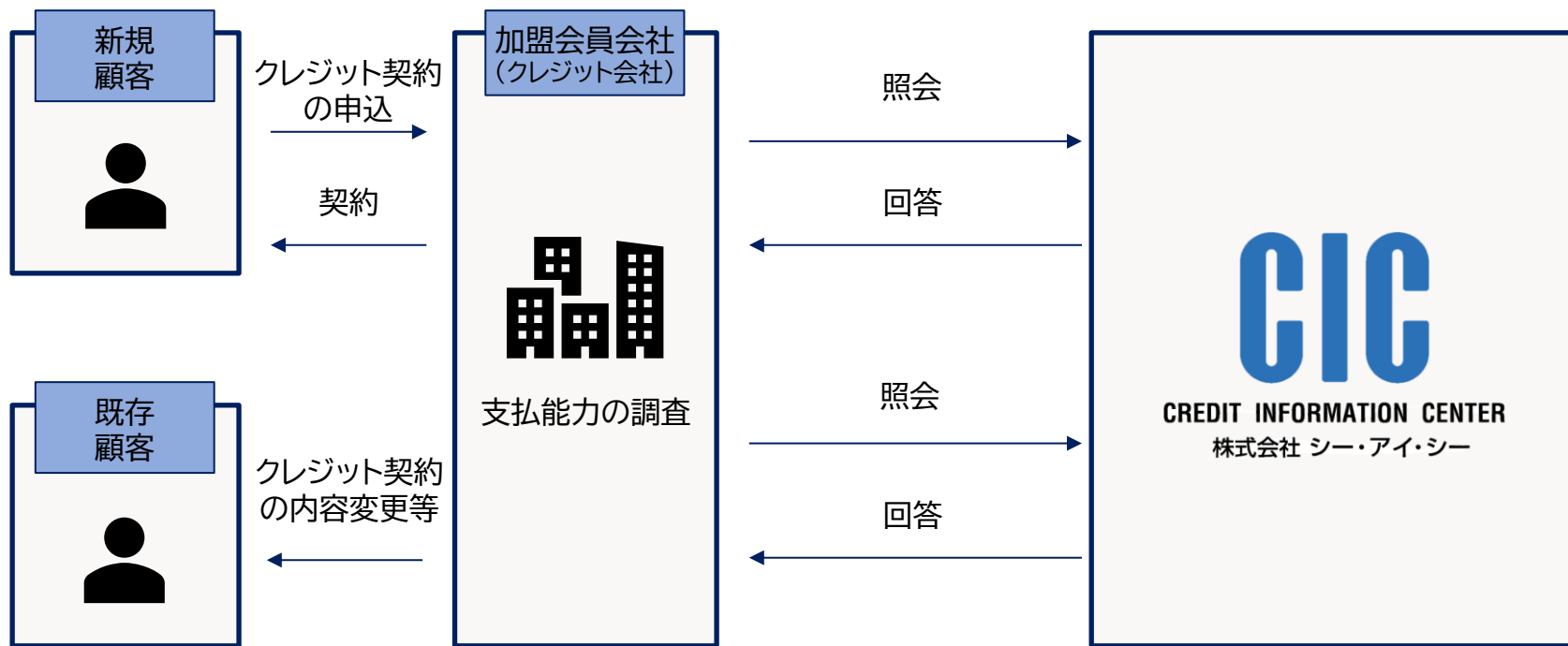
株式会社 シー・アイ・シー

2026年3月19日

I. 料金制度の概要

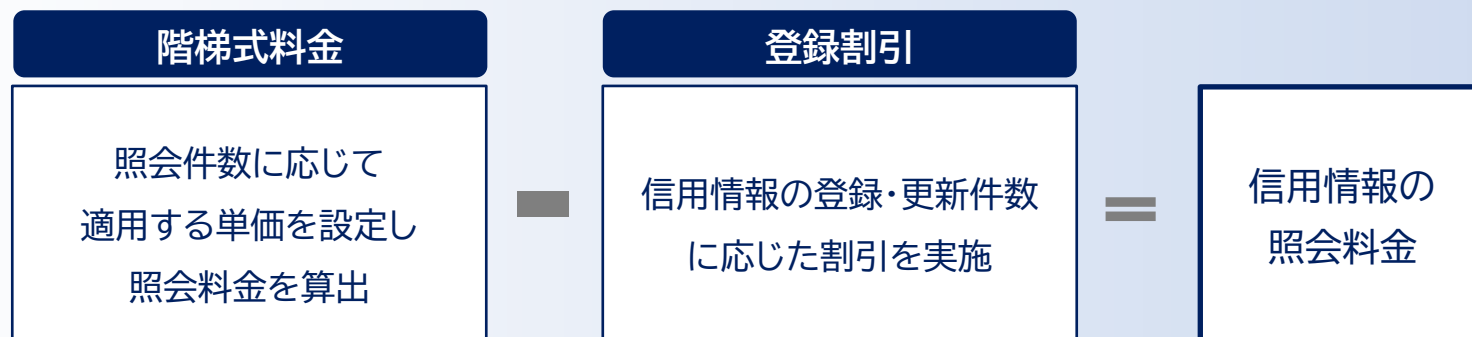
I-1. 信用情報照会の概要

当社は、消費者の支払能力調査を行う加盟会員会社(クレジット会社)からの照会に対し、保有する信用情報を回答しております。



I-2. ～見直し前～ 信用情報照会料金制度【2026年3月まで適用】

現行(2026年3月まで適用)の料金制度の概要は、以下のとおりです。



- ① 加盟会員会社の照会料金は、「階段式料金」に「登録割引」を適用した後の金額となります。
- ② 当社の料金制度は、照会対象商品の区別(割賦販売法対象契約・貸金業法対象契約・その他契約)に関わらず、全会員に対し、同一ルールを適用しております。
- ③ 本料金制度の内容は、監督官庁である経済産業省・金融庁による割賦販売法・貸金業法に基づく認可を経て決定されています。

I-3. サービス運営に係る原価率等

分類	①売上高	②営業費用 (売上原価+販管費)	③営業原価率 (②÷①)
当社合計	80.0億円	64.3億円	80%
信用情報照会関連 CIC ↔ 加盟会員会社	57.9億円	50.7億円 [※]	87%
参考 開示関連 CIC ↔ 消費者	2.5億円	4.4億円 [※]	176%

※過去3カ年平均の当社合計の費用より、照会および開示に係る費用を試算

II. 料金制度の見直しに係る取り組み (2026年4月より適用開始)

Ⅱ-1. 料金制度に関する課題認識と対応内容(検討の背景)

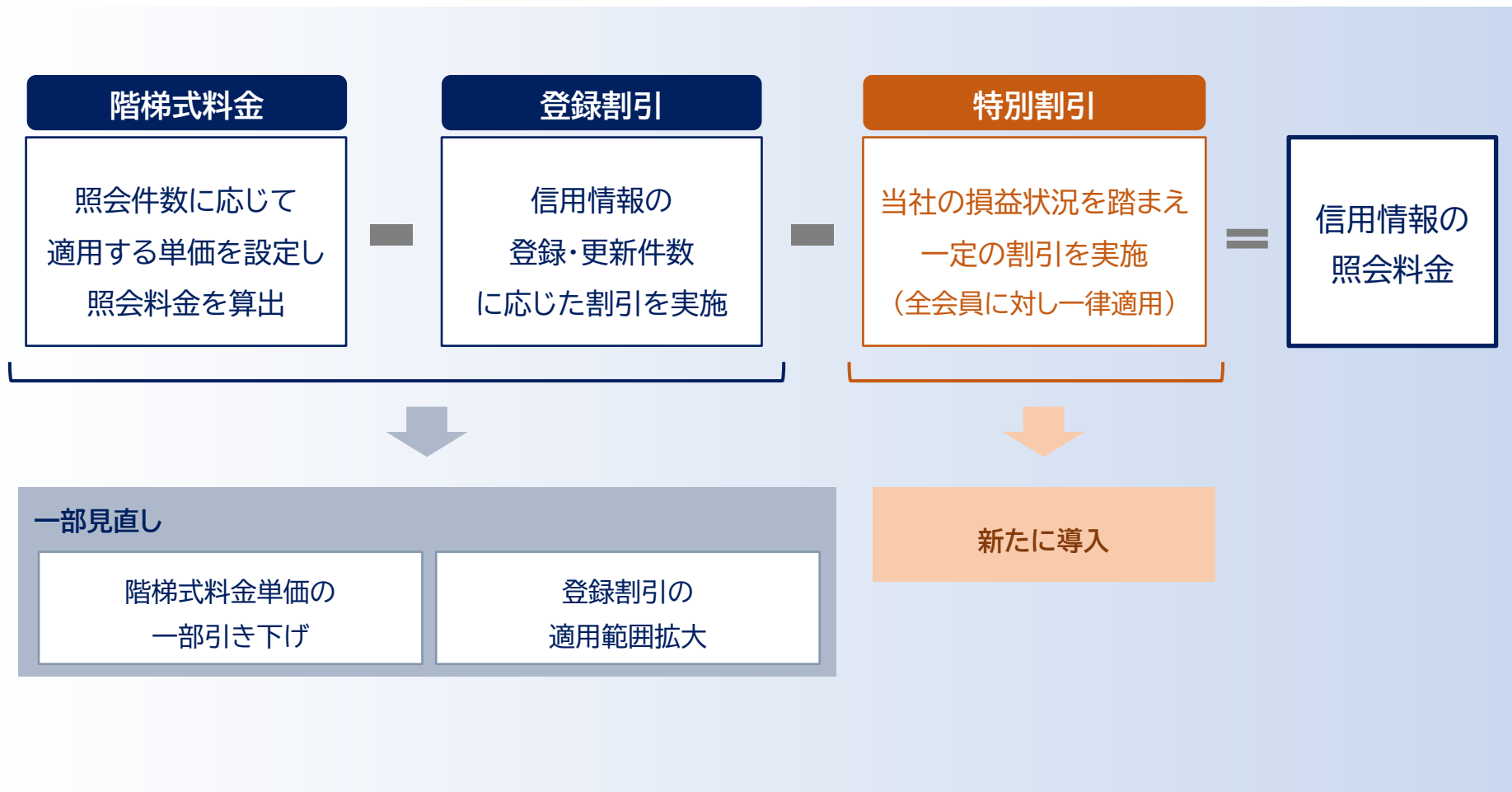
課題認識	対応内容
<p>1 現行の料金制度は、サービス運営に係る原価率等を踏まえると、一定の合理性があると認識しております。</p> <p>他方、加盟会員会社は当社の利用が法的に義務付けられている点を踏まえると、会員の大半を占める小規模会員や新規参入(予定)事業者から寄せられる料金引下げの要望への対応を検討する必要があると認識いたしました。</p>	<p>階段式料金単価の一部引き下げ</p> <p>登録割引の適用範囲拡大</p> <p>主に中小規模会員の照会に係る料金を見直し※1</p>
<p>2 当社を取り巻く今後の経営環境は、コスト上昇圧力の一層の高まり等、必ずしも楽観は許されないものの、業績は堅調に推移しており、内部留保も指定信用情報機関としての業務継続やシステム更改等への備えとして相応な水準に達しつつあります。</p> <p>こうした経営状況、および社会インフラを担う当社の立ち位置を踏まえると、当社の損益状況に応じた料金見直しを検討する必要があると認識いたしました。</p>	<p>新たな「特別割引」※2の導入</p> <p>全会員の照会に係る料金を見直し※1</p>

※1 本見直しによる当社損益への影響は、年間で計▲3億円規模となる見込みです。

※2 「Ⅱ-3. 特別割引の概要」参照

Ⅱ-2. ～見直し後～ 信用情報照会料金制度【2026年4月より適用】

見直し後(2026年4月より適用)の料金制度の概要は、以下のとおりです。



Ⅱ-3. 特別割引の概要

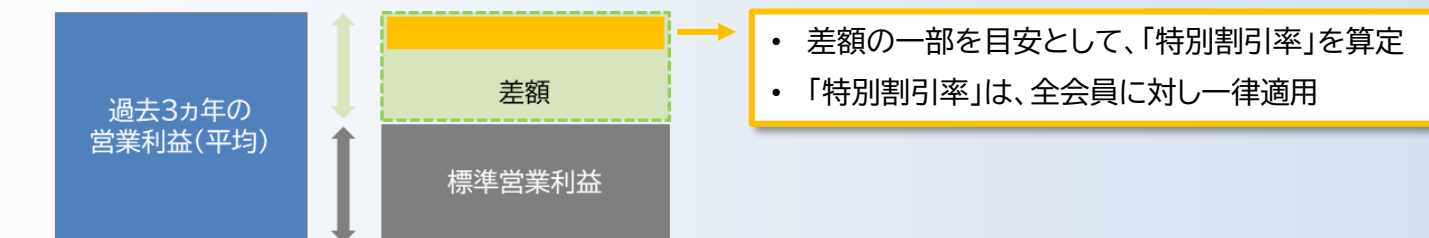
1. 「特別割引率」の算定対象と適用期間

- 加盟会員会社の料金の安定性・予測可能性を確保するため、過去3カ年の営業利益に基づき算定した割引率を将来3カ年に適用いたします。
- 本運用は継続的に行うものとし、割引率は、監督官庁である経済産業省・金融庁による割賦販売法・貸金業法に基づく認可を経て決定されます。

2. 「特別割引率」の算定方法

- 当社と類似する業種(情報・通信業)の売上高営業利益率を指標とした「標準利益率」を設定し、これを過去3カ年の平均売上高に乗じて「標準営業利益」を試算いたします。
- 過去3カ年の平均営業利益が「標準営業利益」を上回った場合、その差額の一部を用いて、将来3カ年に適用する割引率を算定いたします。

[イメージ]



Ⅱ-4. 料金制度に関する外部有識者のご意見

当社の料金制度および今般の見直しについては、外部有識者にて構成される「CIC料金検証委員会」を開催し、以下のご意見をいただきました。

(1) 委員

- 山内弘隆 委員長 … 一橋大学 名誉教授
- 荒牧知子 委員 … 荒牧公認会計士事務所 公認会計士 税理士
- 白山真一 委員 … 宇都宮大学 データサイエンス経営学部 教授

(2) 総括意見の概要

CICはクレジット会社が各社の与信審査を適正に行うために、1984年、共同で設立した株式会社である。その後、2010年に割賦販売法・貸金業法に基づく指定を取得し、消費者の自己破産・多重債務の防止という社会インフラとしての機能を担う存在となった。

今般、CICは、その設立から現在までに至る経緯、法的規制下にある業務とそれ以外の業務の混在という立場で、社会インフラとしての事業の継続確保、個人情報保護に係る消費者の権利の強化や、デジタル技術の発展への適応の要請に応えつつ、信用情報機関として安定的にその役割を果たすことを目的に、照会料金の構造や各要素について分析を行い、今後のあるべき方向性を取り纏めた。

当委員会としては、照会料金の構造や要素に関する分析、現状の課題の認識および示された対応の方向性は概ね妥当なものとする。

今後、CICにおいて、ステークホルダーや行政との協議を行い、この対応の方向性を着実に具体化していくことが望まれる。

以上